

第 1 6 6 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定のうち、本件審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として非公開とした部分は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成25年 7月22日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、同月12日の教科用図書「日本史 B」の聴取会（以下「本件聴取会」という。）に関する下記の文書の公開請求を行った。

- (1) 出席者の発言、質問等に関する記録及びメモ（以下「本件請求文書①」という。）
- (2) 正式名称、会場、時間並びに出席者の職名及び氏名がわかるもの（以下「本件請求文書②」という。）
- (3) 配布されたすべての資料（以下「本件請求文書③」という。）

2 同年 8月 5日、実施機関は、上記の公開請求に対して、本件請求文書①については、請求の対象となる行政文書を作成しておらず存在しないことを理由として、本件請求文書②及び本件請求文書③については、下記 (1)の各行政文書を特定し、同年 9月 1日以降に請求があれば公開が可能であることを付した上で下記 (2)の理由により、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(1) 特定した行政文書（以下これらを「本件聴取会資料等」という。）

ア 聴取会について

イ 高等学校学習指導要領解説 地理歴史編

ウ 「日本史B」教科用図書編集方針の概要

エ 日本史B 平成25年度使用教科用図書一覧

オ 平成26年度使用高等学校（第 1部）教科書編集趣意書 地理歴史（日本史 B）編

(2) 非公開事由

条例第 7条第 1項第 5号に該当

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第

14号。以下「本件施行令」という。)により、教科用図書の採択は使用する年度の前年度の8月31日までにを行うこととされており、当該期日まで採択する教科用図書の検討に関する情報を公にすることは、行政運営に支障が出るおそれがあるため。

- 3 同年8月12日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件聴取会について、平成26年度使用高等学校用教科用図書採択基本方針（以下「本件採択方針」という。）に基づいて開催した会であると主張するが、本件聴取会は本件採択方針には何ら規定されていない、恣意的な会合である。本件採択方針に基づかない機関を教科用図書の選定に関与させることは、明白な逸脱行為である。
- (2) 実施機関は、本件聴取会は教育委員の疑問点に出版者がその場で回答するという形式であったため、質問等を記載した資料は作成されていないと主張するが、まったく理解ができない。本件採択方針に基づいて開催した会議であるならば、どんな形式の会議であろうが記録は必要であり、記録することは可能である。また、実施機関には、教科用図書の採択の過程について、透明化及び説明責任が要求されている。
- (3) 本件聴取会資料等は、名古屋市立高等学校の教科書に関する文書であり、実施機関が本件処分の根拠としている本件施行令の対象外である。
- (4) 第22(1)イからオまでの各文書は、いずれも各出版者等のホームページで公開されていたり、市販されているものであり、平成25年7月18日の実施機関における教科書採択会議以前から、誰でも見ることが可能であるため、本件処分が行われた時点で非公開とされる理由はない。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件聴取会は、本件採択方針に基づいて開催した会議である。

本件採択方針では、平成26年度に名古屋市立高等学校において使用する教科用図書は、課程及び学科の特性並びに生徒の実態に即し、見本本の調査研究を十分に行い、公正かつ厳正に適切なものを採択することとしており、見本本の調査研究を充実させるために本件聴取会を開催したものである。

- 2 本件聴取会においては、出版者から編集方針の説明を受け、教育委員の疑問点に出版者がある場で回答するという形式であったため、文書による質問等を記載した資料は作成されていない。

- 3 本件施行令は、義務教育諸学校について定められたものであり、高等学校の教科書採択については法令上の定めはないため、公立の高等学校については、採択の権限を有する所管の教育委員会が各学校の実態に即して採択を行う。

実施機関においては、高等学校の教科書について、採択された教科書の需要数を義務教育諸学校と同時期に報告させている現状から、高等学校の教科書も義務教育の教科書と同じ 8月31日までに採択を行っているため、本件聴取会資料等について本件施行令を引用して非公開決定を行ったものである。

- 4 教科書採択には、静謐な採択環境の確保が求められており、ある市町村の採択結果が他の市町村の採択結果に影響を与えないようにする必要がある。

しかし、市町村によって採択日にばらつきがあるため、一部の市町村が先に採択に関する情報を公開することで、他の市町村への外部からの干渉及び圧力がかかり、静謐な環境が損なわれるおそれがある。

したがって、採択結果のみではなく検討に関する情報についても、公開することで他の市町村の採択結果に影響を与えるおそれがあることから、一連として非公開にする必要があるため、本件聴取会資料等について非公開とした。

- 5 なお、本件聴取会資料等については、審査請求人からの別の公開請求を受けて、平成25年 9月17日に公開した。

第 5 審査会の判断

- 1 争点

以下の 2点が争点となっている。

- (1) 本件請求文書①が存在するか否か。(以下「争点①」という。)

(2) 本件聴取会資料等が、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否か。(以下「争点②」という。)

2 高等学校用教科用図書の採択(以下「高校教科書採択」という。)について

(1) 教科書その他の教材の取り扱いに関することは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第 162号)第23条第 6号により、所管の教育委員会が管理及び執行を行うこととなっているが、高校教科書採択の方法については、法令上、具体的な定めはない。

(2) 高校教科書採択に関して、実施機関は、毎年度、高等学校用図書採択基本方針を定めている。

平成25年度においては、実施機関は、本件採択方針に基づいて高校教科書採択の流れを定め、教科別に開催する教科研究会の調査資料、学校別に設置する教科用図書研究協議会の研究報告書及び教科書展示会に寄せられる市民の声による意見のほか、実施機関の求めに応じて開催される聴取会の説明及び意見を参考として、実施機関が直接採択を行うこととした。

なお、平成24年度においては、実施機関の諮問機関である選定協議会への諮問及び選定協議会からの答申を経て、実施機関において高校教科書を採択しており、聴取会は、見本本の調査研究を充実させるための新たな研究の場として、平成25年度に初めて取り入れられたものである。

3 争点①について

(1) 審査請求人が請求している行政文書は、本件聴取会における出席者の発言、質問等が記録された文書又はメモに類するものである。

(2) 当審査会の調査によると、本件聴取会に関し、次の事実が認められる。

ア 本件聴取会には、あらかじめ見本本を調査したうえで 7人の教育委員が出席し、各出版者の編集方針、特徴等に関する 5分から10分程度の説明に対して、教育委員から 2点から 5点の質問がなされるという形式で、1時間15分にわたって開催されたことが認められる。

イ 実施機関は、本件聴取会は上記アのとおり出版者が編集方針を説明し、教育委員からの疑問点に対してその場で回答するという形式で実施されたため、出席者の発言、質問等を記載した文書は作成していないと主張する。

また、実施機関は、高校教科書採択に関して聴取会を実施したのは本件聴取会が初めてであったこと及び本件聴取会は出版者の説明を教育委員が聞くこと

を主な目的としていたことから、正式に記録を残していないのが実情であるとも弁明している。

ウ 実施機関の上記イの主張に関しては、本件聴取会後の平成25年 7月18日に開催された実施機関の定例会の議事録に、出版者の話を直接聞くことに本件聴取会の意義があったという主旨の教育委員の発言が記録されていることから、少なくとも本件聴取会については、実施機関として記録を作成し保存する必要性を感じていなかったことがうかがわれる。

(3) したがって、本件請求文書①は存在しないと認められる。

4 争点②について

上記第 4 5のとおり、実施機関は、審査請求人に対して本件聴取会資料等を既に公開していることが認められ、また、審査請求人は、本件処分のうち本件聴取会資料等を非公開とした部分について、反論意見書及び口頭による意見の陳述において、当審査会に対し審査請求の取り下げの意思を表明している。

したがって、争点②について、当審査会としては判断しない。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の要望

本件聴取会は、本件採択方針に基づき、見本本の調査研究を十分に行い、公正かつ厳正に適切なものを採択することを目的として、実施機関自らが設置を決め、開催した会議である。

実際の会議は 1時間15分にわたって開催され、出版者と教育委員の間で少なくとも13の質疑があったにもかかわらず、正式な会議録はもとより、出席者の発言の記録さえ作成しないという扱いは、実施機関が正式に設置した会議の在り方として軽きに過ぎると言わざるを得ない。

また、上記 3 (2)イ及びウのとおり、実施機関において記録を作成すべきであるという意識が希薄であること自体、市政に関して市民に説明する責務が全うされるようにし、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資するという条例の目的に照らすと、問題であると考えられる。

審査請求人も主張しているとおり、実施機関が定めた本件採択方針にしたがって公正かつ厳正に適切な採択を行うためには、その過程において透明性を確保することが必要であり、実施機関は自らの決定に対して市民に対する説明責任を負っている。

今後は、教科用図書の採択の過程を始め、実施機関が設置する各種会議について、出席者の意見や議論の過程などを確認することができる会議録を作成するなどして意思決定の過程を明らかにするよう、審査会として強く要望する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成25年 8月22日	諮問書の受理
8月29日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月30日	実施機関の弁明意見書を受理
10月 4日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
11月 1日	審査請求人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
平成26年 5月16日 (第162回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
6月20日 (第163回審査会)	調査審議
7月18日 (第164回審査会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
9月19日 (第166回審査会)	調査審議
11月14日 (第168回審査会)	調査審議
12月12日	答申